

奈良市茶苗木補助金（被覆茶重点支援分）交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、奈良市茶苗木補助金（被覆茶重点支援分）（以下「補助金」という。）を交付することについて、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の適正な交付及び執行のために必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）市内圃場で茶を栽培する農業者またはその者をもって構成する団体
- （2）その他市長が適当と認める者

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、てん茶生産を目的に、市内圃場に被覆茶の茶苗木を新植または改植する事業とする。ただし、茶苗木を1,800本以上購入し10a以上の面積に植栽した場合に限る。

2 前項に掲げる苗木の茶種は、「やぶきた」以外の品種で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）奈良県が推奨する品種
- （2）国の研究機関（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、旧農林水産省）が育成した品種
- （3）「やぶきた」と比較して、耐寒性、病害虫抵抗性、収量性のいずれかで優位性が認められる品種

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象者が購入した茶苗木に係る経費のうち、申請年度に属する4月1日以降に支払ったものを対象とし、市長が適当と認めるものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、植栽面積10aあたり60,000円とする。ただし、10aには茶苗木1,800本を植栽するものとしてみなし、購入した茶苗木1,800本につき60,000円を基準として算出した額を、300,000円を上限に、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により算出した金額が茶苗木の購入金額を上回る場合、購入金額の範囲内で補助金を交付する。

(補助要件)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 購入した茶苗木は、市内圃場に定植すること。
- (2) 国、県その他の補助金と重複して補助を受けていないこと。
- (3) 定植した茶苗木は、収穫後はてん茶としての出荷に努めること。
- (4) 補助対象事業実施後5年間、茶苗木を定植した圃場での栽培を継続すること。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 奈良市茶苗木補助金(被覆茶重点支援分)交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
- (2) 茶苗木購入費用の支払を証する書類
- (3) 植栽実績報告書兼誓約書(第2号様式)
- (4) 植栽状況が分かる写真
- (5) 消費税チェックシート
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、奈良市茶苗木補助金交付決定兼確定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(書類の整備)

第9条 申請者は補助金交付に関する書類等を整備し、補助金交付の日が属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 申請者は、市長から前項の書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。

第1号様式（第7条関係）

奈良市茶苗木補助金（被覆茶重点支援分）交付申請書兼実績報告書

奈良市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

奈良市茶苗木補助金（被覆茶重点支援分）交付要領第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 年度	補助金名称	奈良市茶苗木補助金 （被覆茶重点支援分）
茶苗木植栽（購入）本数			
茶苗木購入金額			
補助単価		60,000 円／1,800 本	
交付申請（実績）額			
添付書類			
主務課長の意見			

奈良市茶苗木補助金（被覆茶重点支援分）交付決定兼確定通知書

奈良市指令観農 第 号

様

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定及び確定したので奈良市茶苗木補助金（被覆茶重点支援分）交付要領第8条第2項の規定により通知します。

令和 年 月 日

奈良市長

印

補助年度	令和 年度	補助金名称	奈良市茶苗木補助金 (被覆茶重点支援分)
茶苗木植栽（購入）本数			
茶苗木購入金額			
補助単価		60,000 円/1,800 本	
交付決定及び確定金額			
交付条件		(1) 本補助事業についての収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、更にその収支についての証拠書類を整備の上、補助金交付の日が属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管すること。 (2) 偽りの申請で、本補助金の交付を受け、または本補助金の交付目的に反して補助金を使用した場合には、交付決定及び交付確定を取り消し、一部もしくは全部を返還すること。	